

いずみ環境くらぶ 会則

(目的及び設置)

第1条 市民、事業者及び市のコミュニケーションの確立とお互いの信頼を築くために、市民及び事業者が主体的に環境保全活動に取り組み、交流できる場として、いずみ環境くらぶ（以下「くらぶ」という。）を設置する。

(活動)

第2条 くらぶは、第1条の目的を達成するために、種々の環境保全に関する活動を行う。

2 活動は、会議で発案し、決議するものとする。

(構成)

第3条 くらぶは、和泉市の環境保全活動に関心があり、活動意志がある者で構成される。

(会長及び会計)

第4条 くらぶに会長、会計及び会計監査をそれぞれ1名ずつ置き、会員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 会計及び会計監査は、会長を補佐し、会長が不在のとき又はやむを得ない事情等があるときは、その職務を代理する。

4 会長、会計及び会計監査の任期は原則1年とし、再任は妨げない。

(総会)

第5条 総会は、1年に1回開催するものとし、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

4 総会は、くらぶの唯一の議事決定機関とする。

(分科会)

第6条 第1条の目的を達成するために、目的に応じた分科会を設置することができる。

2 それぞれの分科会には、班長及び副班長を置くことができる。

(会費)

第7条 個人会員は、年500円を会費として、会計に年度当初に支払うものとする。

2 法人会員は、1口10,000円で1口以上を会費として会計に年度当初に支払うものとする。

3 年度途中での入会者についても同様とする。

4 退会者への会費の返還はないものとする。

5 集金された会費は、くらぶの環境保全活動に使用することが出来る。

6 会員の報酬は無償とする。

(入会及び退会)

第8条 会員の募集は、公募により行う。

2 入会及び退会は、自由とする。

3 会員が入会後に会費を連続2年分滞納した場合、本会を退会するものとする。尚、再

入会は妨げない。

(保険)

第9条 会員は全て保険に加入するものとし、費用は個人で負担する。

(庶務)

第10条 くらぶの庶務は、市の環境保全担当課において処理する。

(会則の改正)

第11条 この会則を改正しようとするときは、総会において承認されなくてはならない。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、くらぶの運営に関し必要な事項は、総会にて発案し、決議するものとする。

附 則

この会則は、令和5年3月12日から実施する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から実施する。